

令和4年第4回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和4年12月5日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (12名)

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	大 石 哲 雄
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	松 井 孝 恵	12番	檜 木 正 行

欠席議員 (なし)

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局 長	檜 山 裕 子	副 局 長	小 倉 一 仁
-------	---------	-------	---------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	十 河 貴 子
総 務 課 長	中 島 正 博	総 務 課 副 課 長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振 興 課 副 課 長	吉 田 忠 弘
税 務 課 長	笠 松 昭 宏	住 民 課 副 課 長	芦 口 正 史
住 民 課 副 課 長	陸 平 志 保	福 祉 課 長	木 村 陽 子
福 祉 課 副 課 長	芝 健 治	福 祉 課 副 課 長	坂 本 真 理 子
長 寿 課 長	宮 本 真 里	建 設 課 長	栗 田 信 孝
建 設 課 副 課 長	山 根 康 生	建 設 課 副 課 長	谷 本 和 久

上下水道課長	谷 本 誠	上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史
教育委員会 事務局 長	三 浦 誠	教育委員会 事務局 副局長	平 岩 晃
教育委員会 事務局 学校 給食センター 所 長	前 芝 由 希		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 5 2 号 令和 3 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 5 3 号 令和 3 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 5 4 号 令和 3 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 5 5 号 令和 3 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 5 6 号 令和 3 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 5 7 号 令和 3 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 5 8 号 令和 3 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 5 9 号 令和 3 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 6 0 号 令和 3 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 6 1 号 令和 3 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 議案第 6 2 号 令和 3 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について

- 日程第15 議案第63号 令和3年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 日程第16 報告第19号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第17 報告第20号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第18 報告第21号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第19 報告第22号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第20 報告第23号 令和4年度上富田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 報告第24号 令和4年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）
- 日程第22 報告第25号 訴えの提起について
- 日程第23 議案第72号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第73号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第25 議案第74号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第75号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第76号 上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第77号 上富田町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会条例
- 日程第29 議案第78号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第79号 上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第80号 上富田町農業集落排水事業分担金条例
- 日程第32 議案第81号 令和4年度上富田町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第33 議案第82号 令和4年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第83号 令和4年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第84号 令和4年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第85号 令和4年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第86号 令和4年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）

- 日程第 38 議案第 87 号 令和 4 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 39 議案第 88 号 工事請負契約の締結について（令和 4 年度 第 1 号 防
災対策事業 上富田町防災行政無線 改修工事）
- 日程第 40 議案第 89 号 物品購入契約の締結について（令和 4 年度 第 2 号 防
災対策事業 上富田町防災行政無線 戸別受信機購入）
- 日程第 41 議案第 90 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

△開 会 午前8時57分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

令和4年第4回定例会を開催するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回上富田町議会定例会を開会いたします。

住民課、瀬田課長より欠席届が出ております。

なお、本定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定期的に休憩を取り、議場の換気を行いたいと思います。皆様におかれましても、手指の消毒、マスクの着用等のご協力をお願い申し上げます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において8番、中井照恵君、9番、吉本和広君を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は15日間に決しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（樫山裕子）

諸般の報告をいたします。

令和4年9月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により、出席要求した12月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

また、各常任委員会の所管事務調査報告書と特定非営利活動法人和歌山県腎友会からの要望書の写しをお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りは、本日12月5日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日ここに令和4年第4回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

さて、本年を振り返ってみますと、ガソリンや食料品をはじめとする物価高と新型コロナウイルス感染症に大きく影響された1年でした。

県内では、8月末から9月上旬にかけて、病床利用率が100%近くにまで達するなど、危機的な状況まで感染者数が増加しました。その後、若干落ち着いた時期もありましたが、現在は第8波の状況となっております。

上富田町では、この秋からワクチンの4回目、5回目の接種を行っています。いまだに予断を許さない状況ではありますが、町民の方々が早く安心して生活できるように、上富田町でも新型コロナウイルス感染症対策と地域経済の活性化のための体制を整えてまいります。

次に、本年夏から秋にかけて、幾つかの県で大雨特別警報が発表されるなどし、河川の氾濫などの被害がありました。和歌山県内では幸い大きな被害はありませんでしたが、被害に遭われた皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお

祈り申し上げます。

次に、令和4年秋の叙勲で、長井保夫氏が県商工会連合会の役員として、永年、経済活動にご尽力された功績により、旭日双光章を受賞されました。また、千間正明氏は、危険業務に永年従事された功績により、瑞宝双光章を受賞されました。町主催の祝賀会を予定していましたが、新型コロナの感染拡大状況に鑑み取りやめることといたしましたので、今回、皆様方には報告のみとさせていただきます。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします諸議案は、報告事項として、和解及び損害賠償の額の決定について4件、令和4年度上富田町一般会計・特別会計の補正予算2件、訴えの提起について1件、議案として、令和3年度上富田町一般会計・特別会計の歳入歳出決算認定11件、令和3年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定1件、条例の制定3件、条例の一部改正6件、令和4年度上富田町一般会計・特別会計の補正予算7件、工事請負契約の締結1件、物品購入契約の締結1件、和解及び損害賠償の額の決定について1件の計38議案を本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

また、会期中に、人事案件を8件追加議案として上程させさせていただきますので、

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第52号から議案第63号までの12議案につきましては、令和3年度上富田町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定についてなどであります。決算審査特別委員会におきまして、慎重なるご審議とご示唆をいただいております。何とぞ本議会におきましてご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第19号から報告第22号の4議案につきましては、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてであります。いずれも損害賠償額が50万円以下であることから、10月4日または10月7日または10月11日付で、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。7日につきましては、追加でお願いをいたします。

次に、報告第23号につきましては、令和4年度上富田町一般会計補正予算（第4号）であります。今回、既定の額に1億3,284万4,000円を追加し、予算総額を73億503万4,000円と定めています。補正予算の主な内容は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援住民税非課税世帯給付金として低所得者世帯に対し5万円を支給することと、そのための事業費を措置しています。歳入につきましては、国庫支出金、繰入金を見込んでいます。

報告第24号につきましては、令和4年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2

号)であります。補正予算の内容は、次の報告第25号に関連して、裁判における弁護士費用などを措置しています。

報告第25号につきましては、訴えの提起についてであります。田辺市内の介護保険事業所の認定取消しに関連し、当該事業所が不当に得た介護報酬について、田辺市及びみなべ町と歩調を合わせて返還請求をする裁判を提起しました。

以上の3件につきましては、それぞれ10月4日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第72号と議案第73号につきましては、職員の定年延長に関する条例整備であります。

第72号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(案)は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を65歳まで段階的に引き上げることと、役職定年制を設けることなどについて、所要の改正を行うものであります。

第73号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(案)は、第72号の改正に伴い、関連条例1本を廃止し、10本の条例の一部改正を行う一括条例であります。

次に、議案第74号から第76号までの3議案につきましては、職員等の給与改定に関する条例整備であります。

議案第74号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(案)は、人事院勧告に従い、職員の給料月額を平均0.3%、勤勉手当を0.1か月分アップさせるものであります。本年4月に遡及して適用します。

議案第75号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等の支給条例の一部を改正する条例(案)は、職員の一時金のアップに合わせて、町長等及び議員の期末手当を0.1か月分アップさせるために、2本の条例の一部改正をするものであります。本年4月に遡及して適用します。

議案第76号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)は、会計年度任用職員についても同様に、職員の一時金のアップに合わせて、令和5年度以降の期末手当を0.1か月分アップするものであります。

次に、議案第77号につきましては、上富田町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会条例(案)であります。令和6年度に予定しております町立なのはな保育所を公私連携幼保連携型認定こども園として、その設置と運営を行う法人を町長が指定するに当たり、候補者を公正かつ適正に選定するための委員会を設置するものであります。

議案第78号は、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）であります。議案第77号で設置する委員会の委員報酬を定めるための一部改正です。

次に、議案第79号につきましては、上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）であります。令和5年度から本町における公共下水道事業、農業集落排水事業が地方公営企業法の適用になります。そのための条例整備を行うもので、附則で関連条例1本の廃止と8本の条例の一部改正を行います。

議案第80号につきましては、上富田町農業集落排水事業分担金条例（案）であります。この条例は、これまでも農業集落排水施設に新たにつなぎ込みをした方に受益者負担金を課していたのですが、その規定の仕方を明確にするために制定するものです。

次に、議案第81号につきましては、令和4年度上富田町一般会計補正予算（第5号）であります。

今回、補正前の額に4億8,789万3,000円を追加し、予算総額を77億9,292万7,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、まず、給与費等を措置するもので、4月の人事異動に伴うものと議案第74号の人勧の実施に伴う措置になります。また、各款にわたっておりますが、燃料費や光熱水費等の追加補正を行っています。

その他として、総務費では、さわやか上富田まちづくり寄付金の増加を見込み、返礼品代や取扱手数料、基金への積立金など1億5,800万円を追加しています。

民生費では、障害福祉サービス等給付費として4,000万円を追加しています。また、令和4年4月以降に妊娠届、出生届を提出された方に、それぞれ5万円、合わせて10万円の給付を行う出産・子育て応援交付金事業費として2,160万円を措置しています。

衛生費では、予防費において、昨年度の新型コロナワクチン接種事業費の確定に伴い、国庫への返還金7,394万5,000円を措置しています。

教育費では、学校給食費において、食材の価格高騰により564万1,000円を追加しております。これは、国からの電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を充当します。また、この交付金を活用して、1歳から18歳までの子供1人当たり2万円を給付する上富田町修学等支援臨時特別給付金事業として、事務費と合わせて5,960万9,000円を措置しています。また、公民館費として、（仮称）南紀の台・パブリック地区コミュニティセンターの土地購入費4,500万円を措置しています。

一方、歳入につきましては、国・県支出金、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入を見込み措置しています。

次に、議案第82号につきましては、令和4年度上富田町特別会計国民健康保険事業

補正予算（第2号）であります。

今回、補正前の額に1,267万8,000円を追加し、予算総額を19億9,390万7,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、人件費の精査とともに、出産育児一時金の追加及び国・県への過年度分の保険給付費の返還金等を措置しています。

次に、議案第83号につきましては、令和4年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）であります。

今回、補正前の額から42万4,000円を減額し、予算総額を3億4,103万8,000円と定めています。

補正予算の内容は、和歌山県後期高齢者広域連合への負担金などの追加と人件費の精査によるものです。

次に、議案第84号につきましては、令和4年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）であります。

今回、補正前の額に4,139万円を追加し、予算総額を16億7,879万1,000円と定めています。

補正予算の内容は、人件費の精査とともに、国・県への過年度分の介護給付費の返還金及び介護給付費準備基金への積立金を措置しています。

次に、議案第85号につきましては、令和4年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）であります。

今回、補正前の額に544万円を追加し、予算総額を2億612万9,000円と定めています。

補正予算の内容は、光熱水費の追加を措置しています。

次に、議案第86号につきましては、令和4年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）であります。

今回、補正前の額に443万3,000円を追加し、予算総額を2億1,447万4,000円と定めています。

補正予算の内容は、人件費の精査とともに光熱水費の追加を措置しています。

次に、議案第87号につきましては、令和4年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

今回、補正前の額に205万1,000円を追加し、支出予算総額を収益的支出、資本的支出合わせて7億4,338万円と定めています。

補正予算の内容は、人件費の精査とともに、水道施設のポンプ設備改良のための設計委託費などを措置しています。

次に、議案第88号につきましては、工事請負契約の締結について（令和4年度 第1号 防災対策事業 上富田町防災行政無線 改修工事）であります。

工事内容につきましては、防災行政無線の戸別受信機を設置することに伴う改修整備を行うものです。日本無線株式会社関西支社と8,690万円で仮契約を結んでおり、議決をいただいた後に正式な契約といたします。

議案第89号につきましては、物品購入契約の締結について（令和4年度 第2号 防災対策事業 上富田町防災行政無線 戸別受信機購入）であります。

内容につきましては、防災行政無線の戸別受信機の購入です。日本無線株式会社関西支社と1億1,550万円で仮契約を結んでおり、議決をいただいた後に正式な契約といたします。

議案第90号につきましては、損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定についてであります。これは、報告第20号及び第21号と同一の事故ですが、損害賠償の金額が50万円を超えるものですから、議案として議会に上程するものです。

以上が、本定例会に上程いたします諸議案の概要であります。

詳細につきましては、担当課長並びに副課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

△日程第4 議案第52号～日程第15 議案第63号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第4 議案第52号、令和3年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第15 議案第63号、令和3年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件まで12件を一括議題といたします。

決算認定の賛否の際、原則として起立であります。榎木議員より挙手の申出がございますので、これを許可いたします。

決算認定の件につきましては、決算審査特別委員会においてご審議をいただいております。お手元に配付しておりますとおり、決算審査報告書が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（榎山裕子）

朗読いたします。

令和4年12月5日、上富田町議会議長、大石哲雄様。

決算審査特別委員会委員長、松井孝恵。

決算審査報告書。

令和4年第3回（9月）定例会において、本委員会に付託された各会計の決算認定については、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、議件。

議案第52号、令和3年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第63号、令和3年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてまでの12件。

2、審査年月日。

令和4年9月13日、10月4日、5日、6日、7日、18日、11月2日。

3、審査結果。

議案第52号、第54号、第61号は賛成多数で、議案第53号、第55号から第60号まで、第62号は全員一致で認定すべきものとし、議案第63号は全員一致で可決及び認定すべきものとする。

4、審査意見。

口頭指摘事項1件、注文事項2件、内容は報告書に記載のとおりです。

以上です。

○議長（大石哲雄）

本件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、11番、松井孝恵君。

○11番（松井孝恵）

さきの定例会において決算審査特別委員会に審査を付託されました議案第52号、令和3年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第63号、令和3年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてまでの12議案について、審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、議長、監査委員を除く議員10名をもって構成され、委員長に私、松井孝恵が、副委員長に栗田八郎君が選任されました。9月13日から延べ7日間にわたり委員会を開催し、決算書、主要施策の成果に関する説明書、各種参考資料、その他提出を求めた関係書類を基に所管課から説明を受け、予算が適正に執行されたかなど審査を行いました。

審査の結果、議案第52号から議案第62号までの令和3年度上富田町各種会計決算11件については、全て認定すべきもの、議案第63号、令和3年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定については、可決及び認定すべきものと決定いたしました。

町当局におかれましては、審査において出された口頭指摘事項及び注文事項、また、委員からの意見等を後年度の予算の編成、行政執行に生かされるよう努めていただきました。

と思います。

新型コロナウイルス感染症の再拡大やウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰が社会全体に深刻な影響を及ぼす中、今後も地方財政は厳しい状況に置かれることが予想されます。限られた財源の中、町民の要望把握に努め、施策、事業を適宜精査、検証しながら、効率的な行財政運営の推進を行っていただきたいと思います。

最後に、資料の提出等、町当局の対応に感謝を申し上げ、決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（大石哲雄）

以上をもって委員長の報告を終わります。

これより決算に係る各議案の委員長報告に対する質疑、討論、採決を順に行いますが、委員長報告に対する質疑につきましては、事件の審査経過と結果報告のみに限定されます。事件そのものに関する質疑は原則として許可できませんので、その点よろしく願いをいたします。

△日程第4 議案第52号

○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第52号、令和3年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

議案第52号、令和3年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定に対する反対討論を行います。

100年に一度と言われるコロナ禍の中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町民への商品券や売上げが10%以上減少した事業者に広く持続化支援金を出したことは評価できます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、医療関係の支援、検査にも活用できる支援金です。新型コロナウイルス感染症抗原簡易検査キットを使用した検査は、役場職員、小・中学校職員などにも少し活用されましたが、活用という点では不十分さを残しました。保育所や小・中学校職員などに定期的に検査を行う必要があります。

商工費や保健体育費は主に町外の利用者への取組になっています。施設の中には、ほとんど町民が活用できていない施設があり、改善が必要です。

公立保育所では、会計年度任用職員が3分の2を占め、正職員の負担は重く、未来を担う子供たちの健やかな発達を保障するためにも正職員の確保は必要です。

そういった対応が見られないことから、令和3年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第52号、令和3年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第5 議案第53号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第53号、令和3年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

議案第53号、令和3年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定に対する賛成討論をします。

国保加入者の多くが低所得者であり、国保税の支払いが大きな負担となっています。そのような中、令和3年度の賦課割合を見ると、家族の人数に係る均等割の負担は昨年より増えていますが、国保基金約1億2,000万円を使って国保税の減額を行っています。

国は、今年2022年度から、子育て世代の負担軽減を進めるとして、未就学児に限って均等割を5割公費で軽減しました。当町において、今後、未就学児のみならず、子供に係る均等割の負担軽減を検討していただけるよう発言し、議案第53号、令和3年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定に賛成します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

これをもって討論を終了します。

これより議案第53号、令和3年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第6 議案第54号

○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第54号、令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

議案第54号、令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定に対する反対討論をします。

令和3年度も分譲宅地売却に取り組みられて累積赤字は減少していますが、監査委員の個別的意見においても赤字状態は恒常化していると指摘されているとおり、毎年、翌年度から繰上げ充用を行うという不適切な状況です。令和3年度も繰上げ充用を8,954万2,653円行っています。

よって、令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第54号、令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第7 議案第55号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第55号、令和3年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第55号、令和3年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。
お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第8 議案第56号

○議長(大石哲雄)

日程第8 議案第56号、令和3年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第56号、令和3年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第9 議案第57号

○議長（大石哲雄）

日程第9 議案第57号、令和3年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第57号、令和3年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第10 議案第58号

○議長（大石哲雄）

日程第10 議案第58号、令和3年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第58号、令和3年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第11 議案第59号

○議長（大石哲雄）

日程第11 議案第59号、令和3年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第59号、令和3年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認

定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 1 2 議案第 6 0 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 2 議案第 6 0 号、令和 3 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

9 番、吉本君。

○9 番（吉本和広）

議案第 6 0 号、令和 3 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定に対する賛成討論をします。

介護保険料は第 8 期の 1 年目です。低所得者保険料軽減措置が実施されていますが、年金生活者は年収の約 1 か月分が有無を言えない年金天引きとなっています。そのような中、十分とは言えませんが、令和 3 年度、準備基金を使って保険料の軽減対応がなされていることから、議案第 6 0 号、令和 3 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算

認定に賛成します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第60号、令和3年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第13 議案第61号

○議長（大石哲雄）

日程第13 議案第61号、令和3年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

議案第61号、令和3年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定に対する反対討論をします。

人間ドック補助制度があることは評価できます。しかし、後期高齢者はかかりつけ医があるとして集団健診から外されています。和歌山県後期高齢者医療広域連合は、低い健診率を上げるため市町村に集団健診を行うことを推進する方針を持っていることから、集団健診を行うよう要望します。

令和3年度の後期高齢者の保険料の徴収率は、大半が年金天引きのため99.7%となっていますが、普通徴収の方にとっては、少ない年金からの支払いは大変で、保険料の滞納者があり、短期保険証が発行されています。後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を他の世代から切り離し、際限のない負担を押しつける差別的な医療保険制度です。保険料は2年に1回見直されます。令和2年度、3年度の保険料も見直しが行われました。見直し前の令和元年の保険料と比べて、令和3年度は均等割が4,492円も引き上げられ、1人当たり平均6,617円、大幅な値上げとなりました。令和3年度からは、軽減特例の廃止で、被保険者の多くに影響があり、低所得者ほど保険料が重くのしかかっています。高齢になれば医療にかかることが増えるのは当然です。年金だけの生活では、医療抑制になり、重症化を招きます。後期高齢者医療は広域連合ではありますが、高齢者が安心して医療にかかれるよう意見を述べることができます。そのような対応がなされているでしょうか。

よって、令和3年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定に反対します。
以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第61号、令和3年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第14 議案第62号

○議長（大石哲雄）

日程第14 議案第62号、令和3年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第62号、令和3年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第15 議案第63号

○議長（大石哲雄）

日程第15 議案第63号、令和3年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第63号、令和3年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については可決及び認定することに決しました。

10時まで休憩します。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時59分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第16 報告第19号

○議長（大石哲雄）

これより日程第16 報告第19号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

当局より報告内容の説明を求めます。

建設課副課長、山根君。

○建設課副課長（山根康生）

私からは報告第19号についてご説明申し上げます。

報告第19号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

記。

専決第15号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第15号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

1、和解の相手方、和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3520番地の27、上富田町定住促進住宅入居者。

2、事件の概要、令和4年6月10日午後8時頃、上富田町定住促進住宅の台所の流し台から排水が逆流し、台所及び玄関が浸水したため、入居者である相手方の所有物品を被水した。

3、和解の内容。

(1) 町は、本件に伴う損害賠償として、相手方に14万3,486円分の賠償を行う。

(2) 相手方と町の間、本件について、(1)に掲げる損害賠償のほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。

令和4年10月4日専決、上富田町長奥田誠。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（大石哲雄）

説明が終わりました。

これより報告第19号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

本件は、議会の委任による専決処分であり、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

△日程第17 報告第20号～日程第18 報告第21号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第17 報告第20号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についての件から日程第18 報告第21号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についての件まで2件を一括議題といたします。

当局より報告内容の説明を求めます。

総務課長、中島君。

○総務課長（中島正博）

よろしくお願いたします。

私からは報告第20号と第21号につきましてご説明をいたします。

報告第20号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

記。

専決第16号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第16号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

1、和解の相手方は、和歌山県の職員さんになります。

2、事件の概要、令和4年8月22日午後5時30分頃、和歌山県西牟婁郡上富田町生馬1504番地の1にある和歌山県林業試験場内駐車場にて、隣接する町有地にある

木が倒木し、駐車中の相手方車両を損傷する。

3、和解の内容。

(1) 町は、本件に伴う損害賠償として、全国町村会総合賠償補償保険により保険会社から49万5,000円を相手方に支払う。

(2) 相手方と町の間、本件について、(1)に掲げる損害賠償のほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。

令和4年10月7日専決、上富田町長奥田誠。

続きまして、報告第21号になります。

報告第21号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

記。

専決第17号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第17号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

1、和解の相手方は、和歌山県の職員さんになります。

2、事件の概要、こちらは専決第16号と同一の内容になります。同一の事件でございますので、同一の内容になります。

3、和解の内容。

(1) 町は、本件に伴う損害賠償として、全国町村会総合賠償補償保険により保険会社から35万円を相手方に、代車費用2万2,000円を修理業者に、レンタカー費用11万7,600円をレンタカー業者に支払う。

(2) 相手方と町の間、本件について、(1)に掲げる損害賠償のほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。

令和4年10月7日専決、上富田町長奥田誠。

以上、ご報告いたします。

○議長（大石哲雄）

説明が終わりました。

これより報告第20号及び報告第21号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

本件は、議会の委任による専決処分であり、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

△日程第 19 報告第 22 号

○議長（大石哲雄）

日程第 19 報告第 22 号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

当局より報告内容の説明を求めます。

総務課長、中島君。

○総務課長（中島正博）

よろしくお願いたします。

報告第 22 号、専決処分の報告について。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

記。

専決第 18 号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

令和 4 年 12 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第 18 号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

1、和解の相手方は、田辺市にお住まいの方です。

2、事件の概要、令和 4 年 9 月 22 日午後 9 時 50 分頃、和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 4051-30 番地先の町道企業団地本線において、相手方の車が町道を走行中、舗装道路にできていた穴を通過した際に車両右前タイヤがパンクした。

3、和解の内容。

(1) 町は、本件に伴う損害賠償として、全国町村会総合賠償補償保険により保険会社から 1 万 9,677 円を相手方に支払う。

(2) 相手方と町の間、本件について、(1) に掲げる損害賠償のほか何ら債権債

務がないことを相互に確認する。

令和4年10月11日専決、上富田町長奥田誠。

以上、ご報告いたします。

○議長（大石哲雄）

説明が終わりました。

これより報告第22号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

本件は、議会の委任による専決処分であり、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

△日程第20 報告第23号～日程第41 議案第90号

○議長（大石哲雄）

これより日程第20 報告第23号、令和4年度上富田町一般会計補正予算（第4号）の件から日程第41 議案第90号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についての件まで22件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いたします。

私からは報告第23号についてご説明いたします。

報告第23号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第13号、令和4年度上富田町一般会計補正予算（第4号）。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第13号、令和4年度上富田町一般会計補正予算（第4号）。

令和4年度上富田町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,284万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億503万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月4日専決、上富田町長奥田誠。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

15款国庫支出金では、補正前の額に1億3,200万円を追加し、12億2,534万9,000円と定めています。

19款繰入金では、補正前の額に74万4,000円を追加。

21款諸収入では、補正前の額に10万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に1億3,284万4,000円を追加し、73億503万4,000円と定めています。

歳出です。

3款民生費では、補正前の額に1億3,270万円を追加し、24億4,067万4,000円と定めています。

7款土木費では、補正前の額に14万4,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に1億3,284万4,000円を追加し、73億503万4,000円と定めています。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから5ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

各内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

3、歳出、3款民生費、1項社会福祉費では、補正前の額に1億3,210万円を追加。

5目電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費となります。こちらは、令和4年9月9日、内閣に設置された物価・賃金・生活総合対策本部において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり5万円を支給する方針が示されたことを受け、上富田町において事業を実施するもので、事業内容につきましては、令和4年9月30

日時点で上富田町に住民登録があり、かつ令和4年度分の住民税が非課税である世帯に対し5万円、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当にあると認められる世帯に対し、同じく5万円を支給する事業となります。

続きまして、5項老人福祉費では、補正前の額に60万円を追加しております。こちらにつきましても、不正、不当に受領していた介護給付費について、町の返還請求に応じず、今後も自主的な返還を見込むことができない事業所等を相手方とし、当該介護給付費の返還等を求める訴えに係る費用分について、特別会計介護保険に繰り出しをするものとなります。

続きまして、7款土木費、5項住宅費では、補正前の額に14万4,000円を追加。こちらは、定住促進住宅における排水管の老朽化が原因と考えられる事故に対する損害賠償金となります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

給与費明細書、こちらにつきましても、先ほどの電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費の中の職員手当と時間外勤務手当を反映したものとなりますので、お目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、歳入の説明に移ります。6ページをお願いいたします。

2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金では、補正前の額に1億3,200万円を追加。こちらにつきましても、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の事業費並びに事務費の財源となっております。

続きまして、19款繰入金、2項基金繰入金では、補正前の額に74万4,000円を追加。こちらは、各事業の一般財源分を補填するものとなります。

21款諸収入、3項雑入では、補正前の額に10万円を追加。こちらは、さきの説明いたしました定住促進住宅における部分に対しての賠償補償保険金10万円の歳入となっております。

私からの説明は以上となります。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

長寿課長、宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

よろしくお願いいたします。

私からは報告第24号と報告第25号についてご説明いたします。

報告第24号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

記。

専決第14号、令和4年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第14号、令和4年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）。

令和4年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,740万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年10月4日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額に60万円を追加し、2億6,986万3,000円と定めています。

歳入合計では、補正前の額に60万円を追加し、16億3,740万1,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、補正前の額に60万円を追加し、3,823万9,000円と定めています。

歳出合計では、補正前の額に60万円を追加し、16億3,740万1,000円と定めています。

3ページをお願いします。

第2表、債務負担行為です。

事項、訴訟業務委託料、期間、令和5年度から令和6年度、限度額150万円と定めています。

5ページから7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、お目通しくさせていただきますようお願いします。

8 ページ、お願いします。

2、歳入です。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、5 目その他一般会計繰入金で、事務費繰入金 6 0 万円を追加しています。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で、訴訟業務委託料 6 0 万円を追加。こちらにつきましては、行政処分取消請求訴訟と不当利得返還請求訴訟に関する弁護士への委託料を措置しております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、報告第 2 5 号についてご説明いたします。

報告第 2 5 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第 1 2 号、訴えの提起について。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第 1 2 号、訴えの提起について。

次の者を相手方として、介護保険法に基づく介護保険給付費等について、不当利得の返還等を求める訴えの提起について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

記。

1、相手方、和歌山県田辺市下万呂 4 7 2 番地の 4、一般社団法人療創会、代表理事、中圖洋子、中圖健、中圖香陽子、和歌山県田辺市下万呂 4 7 2 番地の 4、株式会社療創会、代表取締役、中圖清。

2、請求額、3 3 8 万 4, 6 0 3 円（ただし、遅延損害金を除く。）

令和 4 年 1 0 月 4 日専決、上富田町長奥田誠。

この訴えの提起につきましては、不正・不当に受領していました介護保険法に基づく介護保険給付費につきまして、町の返還請求に応じず、今後も自主的な返還を見込むことができない事業所等を相手方とし、当該介護給付費の返還等を求めるものであります。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務課長、中島君。

○総務課長（中島正博）

よろしく申し上げます。

私のほうから議案第72号から第76号までの5本をご説明させていただきます。

まず、議案第72号です。

議案第72号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

理由。地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出する。

次のページをお願いします。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の定年等に関する条例の一部を次のように改正する。

以下は、条例改正の案文でございます。

9ページ以降に新旧対照表を参考資料として添付してございます。

改正の背景と主な内容につきましてご説明いたしますので、19ページの要旨をお願いいたします。19ページをお願いいたします。職員の定年等に関する条例の一部改正の要旨でございます。

この条例改正案は、地方公務員法の一部改正に伴いまして、国家公務員に準じて、職員の定年を65歳まで段階的に引き上げるほか、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を設けること等につきまして、所要の改正を行うものであります。

施行日は、基本的に令和5年4月1日から施行するとしてございます。

それでは、改正条文の説明になります。改正文が長大になりますものですから、9ページ以降の新旧対照表でのご説明とさせていただきたく存じます。

9ページをお願いいたします。9ページをお願いします。

まず、第3条におきまして、職員の定年は年齢65歳とすると定めております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

11ページの第6条、一番下になります。第6条以降は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の規定を新設するものでございます。

続いて、12ページの第7条におきまして、年齢60歳で役職定年とすることとしております。

続きまして、13ページの第9条は、その例外、特にこの人はと限られた方につきましては60歳を超えて管理職として置くといった例外事項を定めてございます。

続きまして、16ページになります。

第12条以降では、定年前再任用短時間勤務制の規定を新設するものでございます。

続きまして、17ページの附則第3項におきまして、定年を65歳といたしますけれども、来年、令和5年は61歳、以降2年に1歳ずつ引き上げていくという経過措置を17ページから18ページまでの附則で掲げております。

議案第72号の説明は以上になります。

続きまして、議案第73号になります。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

理由。地方公務員法の一部改正に伴い、関係する条例について、所要の整備を行うため、本案を提出する。

次のページをお願いいたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）。

以下は条例案文でございます。

13ページ以降に、この条例によって改正される様々な条例の新旧対照表を参考資料として添付しております。

この条例の制定の背景と主な内容につきまして説明いたしますので、42ページの要旨をお願いいたします。42ページでございます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の要旨。

この条例案は、まず、定年延長に関する地方公務員法の一部改正に伴い、関連する条例のうち、（1）上富田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例から（10）上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例まで10本の条例の一部改正を行うとともに、（11）職員の再任用に関する条例を廃止する一括条例であります。

施行日は、令和5年4月1日としてございます。

それでは、条文の説明になります。こちらも条文は長大になりますので、13ページ以降の新旧対照表でのご説明とさせていただきます。

13ページ、お願いいたします。

上富田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正の新旧になります。

第3条は、地方公務員法の条項ずれを直すとともに、第6条で、公表の時期を3月末までとし、第7条で、公表の仕方としてインターネットを利用して閲覧に供する方法を追加いたしました。

続いて、14ページでございます。

14ページは、上富田町職員定数条例の一部改正の新旧対照になります。後ほど提案

させていただきます公共下水道事業等の地方公営企業法適用に伴い、担当する職員数を移し替えるとともに、各課の業務量を勘案いたしまして、定数の内訳を見直すとともに、定年延長に伴い増加する職員数を見込み、全体数を150人から155人へと増やしております。

続きまして、15ページです。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正になります。

60歳を超える職員は給与を70%とすることとされております。これは法律的に申しますと、本人の意に反した降給、給与をカットするということになりますので、第1条で、降給を追加しているものでございます。

続きまして、16ページでございます。

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正になります。

60歳を超える職員につきまして減給処分を行った場合、これは純粋に懲戒処分としての減給を行った場合について、減額の上限を定めるものでございます。

17ページ、公益的法人への職員の派遣等に関する条例の一部改正です。

第2条の第2項第5号におきまして、特例により管理監督職として勤務する60歳を超える職員を公益的法人への派遣の対象外とすることを定めるものでございます。60歳を超えて管理監督職として特例として残す、この人を管理職で引き続き残すといった職員でございますので、外部の団体に派遣することはしないということでございます。

18ページ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される上富田町職員の処遇等に関する条例の一部改正でございます。こちらも同様に、特例により管理監督職として勤務する60歳を超える職員を海外に派遣することは対象外とするということを規定するものでございます。

19ページ、上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

定年前再任用短時間勤務職員制度を設けたことに伴いまして、第2条第3項として勤務時間の規定、第3条に週休及び勤務時間の割り振り等の規定を追加する改正を行います。

少し飛びまして、22ページをお願いいたします。

22ページ、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

先ほどの特例により管理監督職として勤務する60歳を超える職員につきまして、第2条第3号において、これらの職員は育児休業を取得することができないことを規定してございます。

また、23ページの19条第2号におきまして、定年前再任用短時間勤務制度は部分休業を取得することができないことを規定してございます。

25ページをお願いいたします。

職員の給与等に関する条例の一部改正になります。

まず、第10条の2におきまして、定年前再任用短時間勤務職員の給与、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当の計算方法を定めております。

少し飛びまして、32ページの附則の第8項におきまして、60歳を超える職員の給料を70%とすること、その他の計算方法を定めてございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。41ページです。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正です。項ずれを直すものでございます。

こちらまでが、この条例に基づきまして一部改正する、それぞれ各条例の説明です。

遡ります。12ページまでちょっと戻っていただきます。

12ページの第11条、職員の再任用に関する条例の廃止と定めまして、職員の再任用に関する条例を廃止いたします。

議案第73号の説明は以上になります。

続きまして、議案第74号でございます。

議案第74号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

理由。本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告に鑑み、国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与を改定するため、本案を提出する。

次のページをお願いいたします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の給与等に関する条例の一部改正、以下は条例改正案文でございます。10ページ以降に新旧対照表を参考資料として添付しております。

改正の背景と主な内容につきまして説明いたしますので、23ページをお願いいたします。

23ページ、職員の給与等に関する条例の一部改正の要旨。

この条例案は、人事院勧告等に鑑み、国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与を改定するものでございます。

改正内容につきましては、（1）第1条改正におきまして、①勤勉手当を0.1か月分アップさせる。②職員の給与月額を、大卒初任給3,000円、高卒初任給4,000円ほど引き上げるほか、おおむね30歳代までの職員の給与を引き上げる。

また、（2）第2条改正におきまして、来年以降の勤勉手当の支給割合を調整いたし

ます。

施行日は、第1条につきましては、公布の日としてございますが、本年4月に遡って適用いたします。

第2条に関しましては、令和5年4月1日としております。

それでは、改正条文の説明をいたします。改正条文そのもので説明いたしますので、1ページをお願いいたします。

1ページの第1条におきまして、令和4年12月に支給する勤勉手当の割合を月額額の100分の95を100分105に改めます。

また、給与を別表第1のように改めます。

大卒初任給が3,000円程度、高卒初任給で4,000円程度引き上げ、30歳までの職員が在職する号級において引き上げる改定となります。

続きまして、5ページの第2条、真ん中ぐらい、表の下でございます。第2条におきまして、職員の給与に関する条例の改正といたしまして、令和5年度以降の期末手当の支給割合を調整するものでございます。

さらに、第1条で改定しました給料表を令和5年以降に適用いたしますように、職員の区分、あるいは定年前再任用短時間勤務職員の基準の給与月額を改定しているものでございます。

議案第74号の説明は以上になります。

続きまして、議案第75号でございます。

議案第75号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例。

町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

理由。職員の給与改定に準じて、所要の改正をするため、本案を提出する。

次のページをお願いいたします。

町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例（案）。

以下は条例案文でございます。3ページ以降に新旧対照表を参考資料として添付してございます。

改正の背景と主な内容について説明いたしますので、7ページの要旨をお願いいたします。

7ページ、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用

弁償等支給条例の一部改正の要旨でございます。

この条例案は、職員の一部の一時金のアップに合わせて、町長等及び議員の期末手当を0.1か月分アップさせるとともに、来年以降の期末手当の支給割合を調整するものでございます。

施行日は、第1条及び第3条につきましては、公布の日としておりますが、本年4月に遡って適用いたします。

第2条及び第4条につきましては、令和5年4月1日としております。

それでは、改正条文のご説明になります。

条例本文のほうで説明いたしますので、1ページをお願いいたします。

1ページ、第1条と第2条は、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。

第1条におきまして、期末手当を令和4年12月に支給する場合に100分の135と改めます。

第2条におきまして、令和5年以降の6月と12月に支給する割合をそれぞれ100分の130に改めます。

続いて、第3条と第4条におきまして、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の改正になります。

第3条におきまして、期末手当を令和4年12月に支給する場合には100分の135と改めます。

第4条におきまして、令和5年以降の6月と12月に支給する割合をそれぞれ100分の130と改めます。

議案第75号の説明は以上になります。

続きまして、議案第76号でございます。

議案第76号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

理由。職員の給与改定に準じて、所要の改正をするため、本案を提出する。

次のページをお願いいたします。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改める。

附則といたしまして、施行日は令和5年4月1日としてございます。

2ページに新旧対照表、3ページに要旨を参考資料として添付してございますので、お目通しをお願いいたします。

こちらの条例は、会計年度任用職員につきましても同様に、町職員の一時金のアップに合わせまして、令和5年度以降の期末手当を0.1か月分アップするものであります。

以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

福祉課副課長、芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

よろしくをお願いいたします。

私からは議案第77号と第78号についてご説明いたします。

まず、議案第77号、上富田町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会条例。

上富田町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会条例を別紙のように制定する。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

理由。公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人を選定するための委員会を設置するため、本案を提出するものです。

次のページをお願いいたします。

上富田町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会条例（案）。

条文に沿ってご説明いたします。

第1条では、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法第34条第1項の規定により同項に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を設置し、そして運営を目的とする法人の候補者を公正かつ適正に選定するため、上富田町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会を置くとしています。

第2条では、所掌事務について、町長の諮問に応じ、公私連携法人の候補者の選定に関する事項を審査することとしています。

第3条では、組織及び委員について、委員会は、委員5人以内をもって組織することとしています。

第2項の第1号では、識見を有する者、第2号では、関係行政機関の職員、第3号では、前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者としてございます。

同条第4項では、委員の任期は、当該諮問に係る審査が終了するときまでとするとしてございます。

第4条では、委員長及び副委員長について、委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選により定めるとしてあります。

次のページをお願いいたします。

第5条の見出し、会議ですが、委員会は、委員長が招集するということ。委員長は、会議の議長となるということ。委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないということ。議事は、出席委員の過半数で決することとしてございます。

第6条では、意見の聴取等について、委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができるとしてございます。

第7条では、委員の除斥について、委員は、自己または3親等以内の親族が公私連携法人の指定を受けようとする法人と直接の利害関係を有するときは、その委員は審査に加わることができないとしてございます。

第8条では、庶務について。

第9条では、委任について定めてございます。

なお、附則としましては、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

次のページの3ページにつきましては、本条例案の要旨をまとめてございます。恐れ入りますが、お目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第78号でございます。

議案第78号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

理由。公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会の設置により、報酬及び費用弁償を支給するため、本案を提出する。

次のページをお願いいたします。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部改正。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、3ページの参考資料をお開きいただきますようお願いいた

します。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部改正の要旨でございますが、まず1点目、改正の趣旨ですが、上富田町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会の委員に報酬及び費用弁償を支給するため、所要の改正を行うものです。

2点目、改正の内容としましては、委員に会議等の職務1日につき報酬6,000円を支給し、なお、会議等の職務のために移動するときは、別表第2により、その費用を弁償するものです。

3点目、施行期日につきましては、公布の日から施行するとしてございます。

2ページ目の新旧対照表につきましては、恐れ入りますが、お目通しいたきますようお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課副課長、陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

よろしくお願いいたします。

私からは議案第79号及び議案第80号についてご説明いたします。

議案第79号、上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

理由。上富田町公共下水道事業及び上富田町農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することから、所要の改正を行うため、本案を提出する。

次のページをお願いします。

上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正。

上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

以降、8ページまでは条例案文となっております。

50ページをお願いします。

上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の要旨。

1、改正の趣旨、上富田町公共下水道事業及び上富田町農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することから、所要の改正を行います。

2、主な改正の内容、（1）条例本則での内容といたしまして、①題名を「上富田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改めます。

②下水道事業の設置等について必要な事項及び法の規定の全部を適用することを定め

ます。

③水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を管理者と規定し、条文中の「町長」を「管理者」と改めます。

(2) 条例附則の内容としまして、条例本則の改正に伴って改正が必要となる条例 8 本の一部改正と条例 1 本を廃止するものでございます。

3、施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

主な改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。

9 ページをお願いします。

上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正です。

題名を上富田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例と改め、第 1 条中、「上富田町水道事業」の次に「及び下水道事業」を加えます。

第 2 条の見出しを「水道事業の設置」を「設置」に改める。

第 2 条第 2 項に、下水道事業の設置に関する事項を追加します。

第 2 条の次に、第 2 条の 2、公営企業法の規定の全部を適用することを追加します。

第 3 条第 1 項中、「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第 4 条以降は、主に文言の修正となっております。

13 ページをお願いします。

上富田町課設置に関する条例の一部改正です。

第 1 条中、上下水道課を削ります。

16 ページをお願いします。

上下水道課に関する事務分掌を削ります。

17 ページです。

上富田町特別会計条例の一部改正です。

第 1 条中、第 4 号、上富田町特別会計農業集落排水事業、第 5 号、上富田町特別会計公共下水道事業を削ります。

18 ページです。

上富田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正です。

第 2 条第 1 号で、規則の次に「又は地方公営企業法第 10 条に規定する企業管理規程」を加えます。

19 ページです。

上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正です。

題名を上富田町農業集落排水処理施設の管理に関する条例に改めます。

第 2 条に、第 6 号、定義に関する事項を追加。

第3条、施設の設置及び名称等に関する事項を削ります。

少し飛びますが、37ページをお願いします。

第28条の次に、第29条、手数料に関する事項を追加します。

以降、38ページから49ページにつきましては、主に文言の修正となっておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上が一部改正の主な内容となっております。

なお、上富田町下水道事業基金条例を廃止する理由をご説明させていただきます。

公営企業会計上、基金は資本的収支としての予算、財源となり、災害などによる緊急修繕等は収益的収支となるため、基金を活用することができなくなります。下水道事業基金条例を廃止し、現預金として取り扱うことにより、公営企業会計移行後において機動的な資金運用が可能となることから、上富田町下水道事業基金条例を廃止するものです。上富田町下水道事業基金条例の廃止後も、基金相当額については従来どおり整理し、管理していく予定としてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第80号をご説明いたします。

議案第80号です。上富田町農業集落排水事業分担金条例。

上富田町農業集落排水事業分担金条例を別紙のように制定する。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

理由。地方自治法第224条の規定に基づき徴収する分担金について必要な事項を定めるため、本案を提出する。

次のページをお願いします。

上富田町農業集落排水事業分担金条例（案）。

第1条、この条例は、農業集落排水事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づき徴収する分担金に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条では、受益者について定めてございます。

第3条では、分担金の徴収について定めてございます。

第4条では、分担金の額について定めてございます。

分担金の額につきましては、2ページの別表のとおりとなっております。

なお、金額は従来どおりで変更はございません。

第5条では、分担金の減免について定めてございます。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

制定理由としまして、現行の上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例において、加入分担金の納付について定めておりますが、より明確に必要な事項を

定めるため、本条例を制定するものとなっております。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは議案第81号についてご説明申し上げます。

議案第81号、令和4年度上富田町一般会計補正予算（第5号）。

令和4年度上富田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億8,789万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億9,292万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

15款国庫支出金では、補正前の額に1億174万8,000円を追加し、13億2,709万7,000円と定めています。

16款県支出金では、補正前の額に2,201万9,000円を追加。

17款財産収入では、補正前の額から2,230万3,000円を減額。

18款寄付金では、補正前の額に1億円を追加。

19款繰入金では、補正前の額に2億1,592万円を追加。

20款繰越金では、補正前の額に7,063万5,000円を追加。

21款諸収入では、補正前の額から12万6,000円を減額。

歳入合計では、補正前の額に4億8,789万3,000円を追加し、77億9,292万7,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1款議会費では、補正前の額に45万2,000円を追加し、8,680万8,000円と定めています。

2款総務費では、補正前の額に1億5,681万7,000円を追加。

3 款民生費では、補正前の額に 1 億 4, 9 2 3 万 4, 0 0 0 円を追加。

4 款衛生費では、補正前の額に 1 億 4 2 5 万 5, 0 0 0 円を追加。

5 款農林水産業費では、補正前の額から 5 2 万 5, 0 0 0 円を減額。

6 款商工費では、補正前の額から 7 5 万 4, 0 0 0 円を減額。

7 款土木費では、補正前の額から 2, 0 8 6 万円を減額。

4 ページ、5 ページをお願いいたします。

8 款消防費では、補正前の額に 3 万円を追加。

9 款教育費では、補正前の額に 1 億 4 5 0 万 6, 0 0 0 円を追加。

1 0 款災害復旧費では、補正前の額に 1 0 0 万円を追加。

1 1 款公債費では、補正前の額から 6 2 6 万 2, 0 0 0 円を減額。

歳出合計では、補正前の額に 4 億 8, 7 8 9 万 3, 0 0 0 円を追加し、7 7 億 9, 2 9 2 万 7, 0 0 0 円と定めています。

5 ページです。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから 7 ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

各内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、1 6 ページをお願いいたします。

3、歳出、歳出の内訳の説明に入りますが、今回の補正において、全体に共通する部分について、まずご説明をいたします。

まず、職員の給与等についてですが、人事異動等によるもの、それから人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告に鑑みた改定を反映した補正となっております。

改定の内容についてですが、勤勉手当について 0. 1 か月分の引上げ、また、給料表について、大卒初任給 3, 0 0 0 円引上げ、高卒初任給 4, 0 0 0 円引上げ、また、3 0 歳代までの職員が在職する号給について引上げといった改定を実施し、反映しております。

それから、町長等特別職及び議会議員の期末手当につきましても、職員の給与改定に準じて引上げを実施しております。内容につきましては、期末手当について 0. 1 か月分の引上げを実施しております。

これらについての説明は、以後省略し、新規事業、また、金額の増減の大きなものなどについてご説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議会費より説明に入ります。

1 款議会費、1 項議会費では、補正前の額に 4 5 万 2, 0 0 0 円を追加。

続きまして、2 款総務費、1 項総務管理費では、補正前の額に 1 億 5, 3 4 1 万 6,

000円を追加。主なものとしまして、1目一般管理費では、1節報酬、会計年度任用職員報酬52万円につきましては、1名増による追加となります。また、17節、備品購入費で7万円を措置。支所便配達用原動機付自転車中古の購入費用となります。

また、2目防災対策費では、11節役務費で15万円を措置。こちらは防災行政無線のアンテナ付近の立ち木の伐採手数料となります。

18ページ、19ページをお願いいたします。

4目庁舎管理費、10節需用費の燃料費40万円。また、光熱水費185万円につきましては、物価高の影響による追加となります。

5目財務管理費、14節工事請負費では、梅加工共同作業場において隣接する会社とのセキュリティー面を考慮し境界にフェンスを設置するもので、あわせて、相手方敷地内となる側溝についても新たに共同作業場敷地内に設置する工事費として550万円を措置。24節の共同作業場基金積立金が財源となります。

続きまして、10目の企画費、7節の報償費では3,700万円を追加しております。こちらは、ふるさと納税寄付金の記念品代となります。また、11節役務費では、同じくふるさと納税に係る取扱手数料として2,100万円を追加。また、24節積立金につきましても、ふるさと納税寄付金を積み立てるもので1億円を追加しております。

次のページをお願いいたします。

2項徴税费では、補正前の額に239万8,000円を追加。

3項戸籍住民基本台帳費では、補正前の額に675万2,000円を追加。1節報酬では、マイナンバーカード交付事務として、会計年度任用職員1名、3か月分として38万2,000円を追加しております。また、12節委託料につきましても、マイナンバーカード交付事務として派遣2名分の委託料として260万7,000円を追加してございます。

4項選挙費では、補正前の額から581万2,000円を減額しております。

次のページをお願いいたします。

主なものとしましては、3目の町議会議員選挙費で626万6,000円の減額。また、4目参議院議員通常選挙費では36万5,000円の追加となっております。こちらにつきましては、実績に基づく減額及び追加となっております。

続きまして、5項統計調査費では、補正前の額に6万3,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費では、補正前の額に994万円を追加しております。主なものとしまして、1目社会福祉総務費、24節積立金では、地域福祉基金積立金として500万円を措置しております。こちらは、上富田町地域福祉センターの設備の改修

などに備えた積立金となります。

続きまして、2項障害福祉費では、補正前の額に6,404万1,000円を追加しております。主なものとしまして、19節扶助費では、障害福祉サービス等給付費として4,000万円を追加、身体障害者（児）更生・育成等医療給付費として600万円を追加しております。

また、22節償還金、利子及び割引料では、それぞれ県費補助、国庫補助等の精算による過年度分の返還金で1,667万6,000円を措置しております。

次のページをお願いいたします。

3項児童福祉費では、補正前の額に5,079万円を追加。主なものとしまして、1目児童福祉総務費では、19節扶助費、在宅育児支援費として46万5,000円を追加してございます。こちらは、第2子以降のゼロ歳児、生後2か月を超え1歳になるまでの者に対し、1人当たり月額1万5,000円を補助するものです。ただし、第2子につきましては所得制限がございましたので、補足しておきます。

22節償還金、利子及び割引料では、それぞれ県費の交付金、国庫交付金等の精算による過年度分の返還金で939万7,000円を措置しております。

2目児童福祉医療費では、19節扶助費では、子ども医療費として300万円、ひとり親家庭医療費として150万円をそれぞれ追加しております。

22節の償還金、利子及び割引料では、それぞれ県費補助、国庫負担金等の精算による過年度分返還金で449万6,000円を措置しております。

3目児童措置費では、19節扶助費で、児童手当80万円を追加。出生、転入による児童の増加による追加となります。

次のページをお願いいたします。

4目保育所費では、1節報酬では、公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会委員報酬として7万2,000円を措置しております。また、10節需用費で、燃料費3万6,000円、光熱水費80万4,000円につきましては、物価高の影響による追加。

5目児童館費では、10節需用費、修繕料として124万2,000円を措置。岩田児童館の空調設備の改修費用となります。

6目学童保育費では、12節委託料で160万5,000円を措置。こちらは、新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業で、学童保育における第7波など新型コロナウイルスの影響により自粛要請等の実施に伴いまして、保育料が不足する分につきまして、保育料の減免分の補填として1人につき1日当たり500円を補填するものです。

また、8目出産・子育て応援交付金事業費では2,160万円を措置。令和4年4月

以降に妊娠届、出生届時にそれぞれ5万円、合わせて10万円を支給する事業となります。

次のページをお願いいたします。

4項保険年金費では、補正前の額に2,343万8,000円を追加。主なものとしまして、2目の社会福祉医療費で、19節扶助費として304万5,000円を追加。重度心身障害児(者)医療費の追加です。また、27節繰出金では、特別会計への繰出金として2,013万2,000円を追加しております。

5項老人福祉費では、補正前の額に102万5,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

主なものとしましては、27節繰出金では、特別会計への繰出金として91万8,000円を追加してございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費では、補正前の額に8,733万3,000円を追加しております。

次のページをお願いいたします。

主なものとしまして、12節委託料で955万9,000円を追加。こちらは、新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料となります。また、22節償還金、利子及び割引料では、ワクチン接種の精算による過年度分返還金などで7,433万4,000円を措置しております。

続きまして、2項清掃費では、補正前の額に1,692万2,000円を追加。主なものとしまして、2目の塵芥処理費、12節委託料で、田辺市への可燃ごみ焼却処分委託料として2,031万8,000円を追加しております。こちらは、電力の使用料、また燃料費の高騰に伴う追加となっております。

続きまして、5款農林水産業費、1項農業費では、補正前の額から7万9,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

主なものとしまして、3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金では510万円の減額となっております。こちらは、新規就農者育成総合対策事業費補助金で、1名辞退が出ましたので、そちらに伴う減額となります。

また、5目農業集落排水費では、27節特別会計への繰出金として523万6,000円を追加してございます。

続きまして、2項林業費では、補正前の額から44万6,000円を減額。主なものとしまして、2目林業振興費、12節委託料で、林道等維持修繕業務委託料として135万1,000円を措置。こちらは、生馬払合線、また、板木線における水路の土砂撤

去費用となります。

続きまして、6款商工費、1項商工費では、補正前の額から75万4,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

主なものとしまして、1目商工業振興費、12節委託料では、マイナポイントの事務委託料として405万円を措置しております。

また、2目観光振興費、18節負担金、補助及び交付金では520万円を減額。こちらにつきましては、イベントの中止等に伴う各補助金の減額となります。

7款土木費、1項土木管理費では、補正前の額から385万8,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

2項道路橋梁費では、補正前の額に42万円を追加。

3項河川費では、補正前の額から1,682万9,000円を減額。主なものとしまして、2目河川改良費、12節委託料で200万円の減額。また、14節工事請負費で1,500万円の減額となっております。これらは富田川の砂利しゅんせつ工事が完了したことによる減額となります。

次のページをお願いいたします。

4項都市計画費では、補正前の額から229万1,000円を減額。こちらは、特別会計公共下水道事業への繰出金の減額となります。

続きまして、5項住宅費では、補正前の額に131万4,000円を追加。主なものとしまして、10節需用費では、町営住宅の水回りの修繕費として100万円を追加しております。また、12節委託料100万円の減額、14節工事請負費400万円の措置につきましては、定住促進住宅の排水管整備工事に係る減額及び措置となります。

6項地籍調査費では、補正前の額に38万4,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費では、補正前の額に3万円を追加。

9款教育費、1項教育総務費では、補正前の額に5,976万3,000円を追加。主なものとしまして、3目上富田町修学等支援臨時特別給付金事業費で5,960万9,000円を措置。こちらは1歳から18歳の児童生徒等に2万円を支給する事業となります。また、財源には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とするものとなります。

次のページをお願いいたします。

2項小学校費では、補正前の額に396万3,000円を追加。

1目小学校管理費、17節備品購入費では100万円を措置。寄付金を活用し、図書

環境充実を図るため、児童用図書を購入するものです。

次のページをお願いいたします。

3項中学校費では、補正前の額から744万6,000円を減額。主なものとしては、2目中学校教育振興費、7節報償費46万5,000円の減額。また、12節委託料で684万円の減額となっております。こちらは、新型コロナウイルスの影響等を鑑みて、本年度も海外研修事業等を行えなかったための減額となります。

4項学校給食費では、補正前の額に637万7,000円を追加。主なものとしては10節需用費、給食費で564万1,000円を追加してございます。こちらは、物価高騰の影響分について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、補填するものとなっております。

次のページをお願いいたします。

5項社会教育費では、補正前の額に4,151万2,000円を追加。主なものとしまして、3目公民館費、12節委託料では、仮称南紀の台コミュニティセンターの設計委託料1,500万円を減額し、16節公有財産購入費では、用地取得費として4,500万円を措置しております。

また、7目文化会館費、10節需用費においては270万5,000円を追加。こちらは、文化会館移動観覧席の修繕費用となります。

次のページをお願いいたします。

6項保健体育費では、補正前の額に33万7,000円を追加。

また、10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費では、補正前の額に100万円を追加。

また、11款公債費、1項公債費では、補正前の額から626万2,000円を減額しております。こちらは、2目利子、22節償還金、利子及び割引料で、長期債利子について、率の確定に伴い596万4,000円を減額するものです。

54ページ、55ページをお願いいたします。

給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

それでは、歳出の説明を終わりました、歳入の説明をいたしますので、8ページをお願いいたします。

2、歳入です。

15款国庫支出金、1項国庫負担金では、補正前の額に2,607万1,000円を追加。

2項国庫補助金では、補正前の額に7,579万7,000円を追加。主なものとし

まして、4節の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策交付金で5,101万3,000円を追加しております。こちらは、修学等支援臨時特別給付金事業と学校給食費の財源となります。

続いて、下の2目民生費国庫補助金では、出産・子育て応援交付金の財源として1,560万円を措置しております。

次のページをお願いいたします。

3項委託金では、補正前の額から12万円を減額。

16款県支出金、1項県負担金では、補正前の額に2,080万3,000円を追加。

2項県補助金では、補正前の額に121万6,000円を追加。主なものとしては、2目の民生費県補助金で、出産・子育て応援補助金に対する300万円を措置しております。

次のページをお願いいたします。

17款財産収入、1項財産運用収入では、補正前の額に9万7,000円を追加。

2項財産売払収入では、補正前の額から2,240万円を減額。こちらは砂利の売払収入の減額となります。

18款寄付金、1項寄付金では、補正前の額に1億円を追加。ふるさと納税による寄付金の追加となります。

19款繰入金、1項特別会計繰入金では、補正前の額に24万9,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

2項基金繰入金では、補正前の額に2億1,567万1,000円を追加。

1目さわやか上富田まちづくり基金繰入金では、児童用図書の購入費等の100万、また、ふるさと納税の記念品代と、それから寄付金の取扱手数料の財源となるものです。

また、4目財政調整基金繰入金につきましては、事業に係る一般財源の不足分を補填するものとなります。

20款繰越金、1項繰越金では、補正前の額に7,063万5,000円を追加。決算確定に伴う追加となります。

21款諸収入、3項雑入では、補正前の額から12万6,000円を減額しております。

以上で私からの説明を終わりにします。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民課副課長、陸平君。

○住民課副課長（陸平志保）

よろしく願いいたします。

私からは議案第82号及び議案第83号について説明させていただきます。

議案第82号、令和4年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）。

令和4年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,267万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,390万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

3款県支出金では、補正前の額に60万2,000円追加し、13億2,327万5,000円と定めています。

5款繰入金では、補正前の額に1,199万9,000円追加。

6款繰越金では、補正前の額に7万7,000円を追加。

以上、歳入合計では、補正前の額に1,267万8,000円を追加し、19億9,390万7,000円と定めています。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に504万8,000円追加し、5,335万4,000円と定めています。

2款保険給付費では、補正前の額に485万7,000円追加。

3款国民健康保険事業費納付金については、補正額はございません。

5款保健事業費では、補正前の額に25万1,000円追加。

8款諸支出金では、補正前の額に252万2,000円追加。

以上、歳出合計では、補正前の額に1,267万8,000円追加し、19億9,390万7,000円と定めています。

5ページをお願いいたします。

5ページから7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

2、歳入です。

3 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金 6 0 万 2, 0 0 0 円を追加。
特別調整交付金分を措置してございます。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 2, 2 9 2 万 5, 0 0 0 円を追加。
主に国民健康保険基盤安定繰入金の追加措置でございます。

2 項基金繰入金、1 目国民健康保険基金繰入金 1, 0 9 2 万 6, 0 0 0 円を減額。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金では 7 万 7, 0 0 0 円を追加。

1 0 ページ、1 1 ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では 4 9 3 万 4, 0 0 0 円を追加。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費では 1 1 万 4, 0 0 0 円を追加。

2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金 3 7 8 万円を追加。

2 目審査支払手数料 2, 0 0 0 円の追加措置をしてございます。

1 2 ページ、1 3 ページをお願いいたします。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費 2 4 万円の追加。

6 項傷病手当金、1 目傷病手当金、今回新たに 8 3 万 5, 0 0 0 円を追加措置して
ございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分から、1 4 ページをお願いいたし
ます。2 項後期高齢者支援金等分、3 項介護納付金分までにつきましては、財源内訳の
変更となります。

5 款保健事業費、2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費につきまし
ては 2 5 万 1, 0 0 0 円を追加してございます。

8 款諸支出金、2 項返還金、1 目返還金 2 5 2 万 2, 0 0 0 円追加。県への交付金返
還金を措置してございます。

次の 1 6 ページ、1 7 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目
通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくをお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

1 3 時 3 0 分まで昼食休憩といたします。

休憩 午前 1 1 時 2 9 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

午前中に引き続き説明を求めます。

住民課副課長、陸平君。

○住民課副課長（陸平志保）

よろしくお願ひいたします。

私からは議案第83号について説明させていただきます。

議案第83号、令和4年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）。

令和4年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ42万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,103万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款保険料では、補正前の額から29万4,000円減額し、1億3,174万5,000円と定めています。

3款繰入金では、補正前の額から279万3,000円を減額。

4款繰越金では、補正前の額に263万2,000円を追加。

5款諸収入では、補正前の額に3万1,000円を追加。

以上、歳入合計では、補正前の額から42万4,000円を減額し、3億4,103万8,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額から334万9,000円減額し、943万3,000円と定めています。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、補正前の額に233万8,000円を追加。

3款保健事業費では、補正前の額に55万6,000円を追加。

5款諸支出金では、補正前の額に3万1,000円を追加。

以上、歳出合計では、補正前の額から42万4,000円を減額し、3億4,103万8,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

3ページから5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入です。

1款保険料、1項後期高齢者保険料、1目後期高齢者保険料では29万4,000円を減額。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金では279万3,000円を減額。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では263万2,000円を追加。

5款諸収入、2項雑入、1目雑入では3万1,000円を追加。

8ページ、9ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費334万9,000円を減額。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金233万8,000円を追加。納付保険料の精算に伴い、保険料等負担金を追加措置してございます。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費55万6,000円を追加。人間ドック費補助金の追加措置でございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金3万1,000円の追加。

次の10ページ、11ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

長寿課長、宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

よろしく申し上げます。

私からは議案第84号についてご説明させていただきます。

議案第84号、令和4年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）。

令和4年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第3号）は、次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,139万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,879万円1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

3款国庫支出金では、補正前の額に137万9,000円を追加し、3億7,907万7,000円と定めています。

4款支払基金交付金では、補正前の額に281万3,000円を追加。

5款県支出金では、補正前の額に148万6,000円を追加。

7款繰入金では、補正前の額より232万1,000円を減額。

8款繰越金では、補正前の額に3,803万3,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に4,139万円を追加し、16億7,879万1,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額より25万8,000円を減額し、4,280万8,000円と定めています。

2款保険給付費では、補正前の額に1,000万円を追加。

4款地域支援事業費では、補正前の額に137万8,000円を追加。

5款諸支出金では、補正前の額に1,528万3,000円を追加。

6款基金積立金では、補正前の額に1,498万7,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に4,139万円を追加し、16億7,879万1,000円と定めています。

次のページをお願いします。

5ページから7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、お目通しくくださいますようお願いいたします。

8ページ、9ページをお願いします。

2、歳入です。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では200万円を追加。

2項国庫補助金では、補正前の額より62万1,000円を減額。主なもので、6目介護保険保険者努力支援交付金105万円を減額。令和4年度交付金の額が決定したことによる減額となります。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金では、補正前の額に281万3,000円を追加。主なものとしまして、1目介護給付費交付金270万円を追加しています。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金では125万円を追加。

10ページ、11ページをお願いします。

2項県補助金では、補正前の額に23万6,000円を追加。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では、補正前の額に91万8,000円を追加。主なものとしまして、1目介護給付費繰入金で125万円を追加。4目低所得者保険料軽減繰入金では31万円の減額。それぞれ令和4年度交付金の額が決定したことによる減額です。5目その他一般会計繰入金では25万8,000円の減額。主に人件費による減額です。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では323万9,000円を減額しています。

次のページをお願いします。

8款繰越金、1項繰越金では、前年度繰越金3,803万3,000円を措置しています。

14ページ、15ページをお願いします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では25万8,000円を減額しています。主に人件費の減額です。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、5目居宅介護サービス計画給付費600万円、6目地域密着型介護サービス給付費400万円を追加しております。それぞれ令和4年4月から9月分までの6か月の給付費により算定しております。

次のページをお願いします。

4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費では、補正前の額より42万円を追加。2項包括的支援事業・任意事業では、補正前の額より95万8,000円を追加。それぞれ主に人件費による追加措置となっております。

次のページをお願いします。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金では1,503万3,000円を追加しています。過年度分介護給付費等の返還金を措置しています。

2項他会計繰入金では25万円を追加。

6款基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金では1,498万7,000円を追加しております。

20ページ、21ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しくださいますようお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課長、谷本君。

○上下水道課長（谷本 誠）

よろしくお願いいたします。

私からは議案第85号から議案第87号についてご説明させていただきます。

議案第85号、令和4年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）。

令和4年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ544万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億612万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

4款繰入金では、補正前の額に523万6,000円を追加し、1億2,962万9,000円と定めています。

6款諸収入では、補正前の額に20万4,000円を追加。

以上、歳入合計では、補正前の額に544万円を追加し、2億612万9,000円と定めています。

次に、歳出です。

1款農業集落排水事業費では、補正前の額に544万円を追加し、8,832万8,000円と定めています。

以上、歳出合計では、補正前の額に544万円を追加し、2億612万9,000円と定めています。

3ページをお願いします。

3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、

恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく申し上げます。

6 ページ、7 ページをお願いします。

2、歳入です。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金では5 2 3 万 6, 0 0 0 円を追加。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入では、消費税の還付金により2 0 万 4, 0 0 0 円を追加。

次に、3、歳出です。

1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水事業費、1 目総務費では2 9 万円を追加。こちらにつきましては、職員の給与費等の増額でございます。

2 目施設維持管理費では5 1 5 万円を追加。こちらにつきましては、電気料金の高騰により農業集落排水処理施設5 施設における光熱水費として5 1 5 万円を追加措置してございます。

8 ページ、9 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願ひいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第8 6 号についてご説明させていただきます。

議案第8 6 号、令和4 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1 号）。

令和4 年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4 4 3 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2 億 1, 4 4 7 万 4, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和4 年1 2 月5 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1 表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

4 款財産収入では、補正前の額から1 万 5, 0 0 0 円を減額し、1 6 万 1, 0 0 0 円と定めています。

5 款繰入金では、補正前の額から2 2 9 万 1, 0 0 0 円を減額。

6 款繰越金では、補正前の額に6 7 3 万 9, 0 0 0 円を追加。

以上、歳入合計では、補正前の額に443万3,000円を追加し、2億1,447万4,000円と定めています。

次に、歳出です。

1款公共下水道事業費では、補正前の額に443万3,000円を追加し、8,069万7,000円と定めています。

2款公債費につきましては、補正はございません。

以上、歳出合計では、補正前の額に443万3,000円を追加し、2億1,447万4,000円と定めています。

3ページをお願いします。

3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入です。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では1万5,000円を減額。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金では229万1,000円を減額。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では673万9,000円を追加。決算額の確定により前年度繰越金を追加措置してございます。

8ページ、9ページをお願いします。

3、歳出です。

1款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、1目公共下水道事業費では71万9,000円を追加。主なものとしまして、2節給料から4節共済費につきましては、職員2名分の給与費等の増額でございます。12節委託料では19万5,000円を追加。こちらにつきましては、公営企業会計移行に伴い、公共下水道の下水道受益者負担金システムの様式変更に伴う経費を追加措置してございます。

2目施設維持管理費では371万4,000円を追加。こちらにつきましては、光熱水費で上富田浄化センター等の電気料金高騰による171万2,000円の追加。修繕料で、上富田浄化センターへの電気引込み口となる高圧開閉器の修繕及び同施設水中攪拌ポンプの故障による修繕で200万2,000円を追加措置してございます。

2款公債費、1項公債費、2目利子では、補正はございませんが、財源更正の変更を行っています。

10ページ、11ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第87号についてご説明させていただきます。

議案第87号、令和4年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則、第1条、令和4年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、令和4年度上富田町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業の概要、配水設備改良事業費既決予定額に120万円を追加し、1億2,532万円と定めています。

収益的収入及び支出、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、既決予定額に250万円を追加し、計5億3,923万1,000円と定めています。

内訳として、第1項、営業収益、既決予定額に250万円を追加し、計4億7,968万9,000円と定めています。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額に85万1,000円を追加し、計5億3,937万6,000円と定めています。

内訳として、第1項営業費用、既決予定額に85万1,000円を追加し、計4億9,645万6,000円と定めています。

2ページをお願いします。

資本的収入及び支出、第4条、予算第4条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,670万4,000円は、損益勘定留保資金7,136万5,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,111万5,000円、減債積立金7,422万4,000円で補填するものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第2款資本的支出、既決予定額に120万円を追加し、計2億400万4,000円と定めています。

内訳として、第1項建設改良費、既決予定額に120万円を追加し、計1億2,582万円と定めています。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第5条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額に85万1,000円を追加し、計6,026万1,000円と定めています。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

3ページをお願いします。

予算に関する説明書、目次となっております。恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

4ページをお願いします。

令和4年度上富田町水道事業会計補正予算実施計画明細書でございます。

1、収益的収入及び支出。

収入です。

1款水道事業収益、既決予定額に250万円を追加し、5億3,923万1,000円と定めています。

1項営業収益、既決予定額に250万円を追加し、4億7,968万9,000円と定めています。

2目その他営業収益、既決予定額に250万円を追加し、1,500万5,000円と定めています。

内容としましては、田辺市への用水供給事業に係る水道施設の修繕費に伴う田辺市負担分として250万円を追加措置しているものでございます。こちらにつきましては、田辺市へ用水供給を行うための施設の修繕や更新工事に要する費用について、3分の2を田辺市が負担していただくことになっており、本年度修繕を行う用水供給対象施設である第1浄水場4号井戸ポンプ修繕費の増加に伴う田辺市負担分を追加措置しているものでございます。

次に、支出です。

1款水道事業費用、既決予定額に85万1,000円を追加し、5億3,937万6,000円と定めています。

1項営業費用、既決予定額に85万1,000円を追加し、4億9,645万6,000円と定めています。

1目原水及び浄水費、既決予定額に25万4,000円を追加し、1億5,860万円と定めています。こちらにつきましては、職員2名分の給与費等の増額でございます。

2目配水及び給水費、既決予定額に23万3,000円を追加し、1億3,607万円と定めています。こちらにつきましては、職員2名分の給与費等の増額等でございます。

5ページをお願いします。

3目業務費、既決予定額に28万4,000円を追加し、4,055万6,000円と定めています。こちらにつきましては、職員2名分の給与費等の増額でございます。

4目総係費、既決予定額に8万円を追加し、1,628万5,000円と定めています。こちらにつきましても、職員1名分の給与費等の増額等でございます。

次に、資本的収入及び支出。

支出です。

2款資本的支出、既決予定額に120万円を追加し、2億400万4,000円と定めています。

1項建設改良費、既決予定額に120万円を追加し、1億2,582万円と定めています。

1目配水設備改良事業費、既決予定額に120万円を追加し、1億2,532万円と定めています。こちらにつきましては、令和5年度に予定しています下鮎川・生馬受配池の設備更新工事のための設計業務を本年9月に入札し発注していましたが、下鮎川受水施設で更新を予定していなかった屋外の制御盤及びポンプ設備等に異常が判明したため、その設備についても追加し、更新を行うため、設計業務に追加措置するものでございます。

6ページをお願いします。

令和4年度上富田町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

こちらは資金の流れを意味し、手元資金高を表した計算書になります。これにつきましては、業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表示しております。合計金額のみご説明させていただきます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー、合計マイナス1億1,181万5,760円。

7ページをお願いします。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー、合計マイナス1億343万1,000円。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー、合計マイナス5,122万4,000円。

資金増加額（または減少額）は、マイナス2億6,647万760円。これは上記の各キャッシュ・フローの合計額となります。

資金期首残高11億2,609万2,343円、資金期末残高8億5,962万1,583円を予定してございます。

8ページをお願いします。

8ページから11ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

12ページをお願いします。

令和4年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。

債権債務に関する項目を除き、税抜きで表示しておりますが、それぞれの合計額のみで説明させていただきます。

まず、資産の部でございます。

1、固定資産。固定資産合計では30億3,353万5,029円となっております。

2、流動資産。流動資産合計としまして9億2,039万7,751円。資産合計では39億5,393万2,780円を予定しております。

13ページをお願いします。

負債の部でございます。

3、固定負債合計としまして8億2,027万8,946円。

4、流動負債合計としまして1億726万7,760円。

5、繰延収益合計としまして7億4,858万3,183円。

負債合計では16億7,612万9,889円となっております。

次に、資本の部でございます。

6、資本金といたしまして16億4,958万516円。

7、剰余金。14ページをお願いします。剰余金合計では6億2,822万2,375円。

資本合計としましては22億7,780万2,891円、負債資本合計では39億5,393万2,780円を予定しております。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務課長、中島君。

○総務課長（中島正博）

よろしく申し上げます。

私のほうからは、議案第88号、第89号、第90号を説明させていただきます。

議案第88号、工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、令和4年度 第1号 防災対策事業 上富田町防災行政無線改修工事。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、一金8,690万円。

4、契約の相手方、大阪市北区梅田3-4-5毎日インテシオ21階、日本無線株式会社関西支社、支社長高柳……。すみません、氏名の確認をいたします。暫時休憩をお願いできますか。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時04分

○議長（大石哲雄）

再開します。

○総務課長（中島正博）

4、契約の相手方から読み上げます。失礼いたしました。

4、契約の相手方、大阪市北区梅田3-4-5毎日インテシオ21階、日本無線株式会社関西支社、支社長高柳亘孝。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

理由。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

次のページは、仮契約書の写しでございます。

その次のページ、第59条の2において、上富田町議会の議決があったときに、この契約と同一の条項により、本契約を締結したものとさせていただきます。

さらに、その次のページ、参考資料として、工事請負契約の概要について添付してさせていただきます。この概要につきましてご説明をいたします。

1、工事の内容は、①防災行政無線親局設備の改修と②戸別受信機貸出しに係る簡易中継局の設置等になります。

2、工事の目的は、災害情報伝達の多重化を推進するため、楽天モバイル、上富田町公式LINE、町ホームページへ防災情報を一斉送信できるようにし、既存の防災行政無線の機能を強化する。また、貸出しをする戸別受信機が各世帯で受信できるようにするため、簡易中継局を設置する。

3、工期は、議決の日から令和5年12月31日までとしております。

続きまして、議案第89号のご説明になります。

議案第 89 号、物品購入契約の締結について。

下記のとおり物品購入契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、令和 4 年度 第 2 号 防災対策事業 上富田町防災行政無線戸別受信機購入。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、一金 1 億 1, 550 万円。

4、契約の相手方、大阪市北区梅田 3-4-5 毎日インテシオ 2 1 階、日本無線株式会社関西支社、支社長高柳亘孝。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

理由。地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

次のページは、仮契約書の写しでございます。

さらに、その次のページ、第 14 条におきまして、上富田町議会の議決を経たときに、本契約が成立するものとするとしてございます。

さらに、その次のページ、物品購入契約の概要という参考資料をつけてございます。こちらの概要に基づきまして、ご説明をいたします。

1、契約の内容、戸別受信機 1, 300 台を購入するものでございます。

2、物品購入の目的、豪雨や台風等の災害時に、屋外拡声スピーカーでは災害情報を聞き取りにくい地域もあるため、貸出しを希望する世帯に戸別受信機を無償で貸し出し、災害情報を伝達できるようにする。

3、納入期限、令和 6 年 2 月 29 日までとしてございます。

以上、何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第 90 号でございます。

議案第 90 号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することについて、議会の議決を求める。

1、和解の相手方は、和歌山県の職員さんになります。

2、事件の概要、令和 4 年 8 月 22 日午後 5 時 30 分頃、和歌山県西牟婁郡上富田町生馬 1504 番地の 1 にある和歌山県林業試験場内駐車場にて、隣接する町有地にある木が倒木し、駐車中の相手方車両を損傷する。

3、和解の内容。

(1) 町は、本件に伴う損害賠償として、全国町村会総合賠償補償保険により保険会社から95万円を相手方の加入する保険会社に支払う。

(2) 相手方と町の間、本件について、(1)に掲げる損害賠償のほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。

令和4年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

こちらは、報告第20号と第21号と同一の事件でございますが、損害賠償の金額が50万円を超えておりますので、議案として提出してご承認をいただくための議案になります。

以上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、12月13日火曜日午前9時00分にご参集願います。

ありがとうございました。

延会 午後2時10分